

iQalte & Dental Hub 利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 株式会社プラネット（以下、「当社」といいます。）は、「iQalte & Dental Hub 利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、「電子レセプトシステム」iQalte と Dental Hub（以下、本サービス）を提供します。

第1条(2) 本規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 契約者とは本規約に同意し当社と利用契約（申込書）を締結し、本サービスを利用する者
2. 契約者設備とは iQalte と Dental Hub を利用するため契約者が設置するコンピュータ、電子通信設備その他機器及びソフトウェア
3. 利用者 AppleID とは利用者を特定するため、Apple 社が付与する識別符号
4. アクティベートコードとは iQalte と Dental Hub を利用可とする当社が付与する暗証符号

(通知)

第3条 当社は、ウェブサイト又はサポートアプリ「さぼせん」等への掲載により、契約者に対し本サービスを行っていくうえで必要な事項を随時通知するものとし、契約者は通知された遵守事項を遵守するものとします。

第3条(2) 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知をウェブサイト又はサポートアプリ「さぼせん」等への掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、ウェブサイト又はサポートアプリ「さぼせん」等への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(規約の変更)

第4条 当社は、本規約を必要に応じて変更することがあります。なお、この場合には、契約者の契約条件その他本サービスの内容は、変更後の本規約を適用するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(権利の帰属)

第6条 本サービスにおいて当社が提供するインターフェイス、コンテンツ、画面デザインその他著作物等に関する著作権その他の知的財産権については、当社に帰属するものとします。

(管轄裁判所)

第7条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第8条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第2章 契約の締結等

(iQalte & Dental Hub 利用契約の締結等)

第9条 本サービスの利用申込者が、当社所定の登録内容（以下、「登録内容等」といいます。）を記載する等当社が別途定める方法により利用申込をし、当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに本規約が締結されたものとします。なお、本サービスの利用申込者は本規約の内容を承諾の上、申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

第9条(2) 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を締結しないことができます。

(1) 当社に契約しがたい理由が合理的に存在するとき

(一時的な中断及び提供停止)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつやむを得ない場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービスの提供(新規ダウンロード、アップデートなど)はアップル社のAPP Storeを介してのみ行う為、アップル社の審査認定のためAPPでの公開が遅延する場合

(2) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

第10条(2) 当社は、前項の他、本サービスの提供に必要なソフトウェアの更新および検証等を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

第10条(3) 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(契約期間)

第11条 本サービスの契約期間は、契約者が当社の所定の手続きを行うことで終了できることとします。但し最低単位を1ヶ月間とします。(毎月1日より当月末日までを1ヶ月間とします)

(契約者からのiQalteまたはDental Hub利用契約の解約)

第12条 契約者は、解約希望月の前月までに当社が定める方法により当社に通知(当社へ書類到着日)することにより、iQalteまたはDental Hub利用契約を解約することができるものとします。解約手続き完了時にiQalteまたはDental Hubの使用許諾権は失効するものとします。

(当社からのiQalteまたはDental Hub利用契約の解約)

第13条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知を行い、iQalteまたはDental Hub利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込その他通知内容等に虚偽があった場合
- (2) 2ヶ月間指定の口座から利用料の引落しができなかった場合
- (3) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 破産、又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (5) 本規約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した14日以内にこれを是正しない場合
- (6) 解散、廃業等の決議をした場合
- (7) iQalte利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(本サービスの廃止)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の365日前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスの全部又は一部を提供できない場合

(契約終了後の処理)

第15条 契約者は、iQalteまたはDental Hub利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第16条 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 第30条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

(3) 本サービスの利用にあたり、サポートアプリ「さぼせん」に掲載されている内容の問い合わせに対しては、電話による説明を省き「さぼせん」を案内致します。

(4) 本サービスの利用にあたり、当社からの電話連絡による通話は、オペレーターの品質向上を目的として録音を行うことがあります。録音されたデータは、「第7章 秘密情報等の取り扱い」に基づき管理するものとします。

第16条-2 本サービスの次の事項については、iQalte 利用契約（申込書）において、契約者へ提供されないものとします。

- (1) サポート対象製品外のソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに訪問してのインストール・障害対応等の無料サービス
- (2) 当社より購入された製品の無償修理対応等
- (3) トナーカートリッジ、インク、用紙等の消耗品の供給

第16条-3 契約者は、本規約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(本サービスの提供区域)

第17条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(再委託)

第18条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。この場合当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第27条（秘密情報の取り扱い）及び第28条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について iQalte 利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第19条 本サービスの利用料金は D7PC 会員価格（メンバー価格）と非 D7PC 会員価格（一般価格）があり、詳細は弊社ホームページをご確認ください。また、利用料金の最小単位は1ヶ月とします。（日割り算定不可とします）

第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第20条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。第20条-2 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して当該損害の賠償を行うものとします。

(利用管理者)

第21条 本サービスの利用に関する利用管理者は契約者と同一とし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として契約者を通じて行うものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第22条 契約者は、契約者設備の設定に関して、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定するものとします。また、契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて、契約者設備及び本サービス利用のための電源設備等を維持するものとします。当社が定める条件とは、本サービスがすべて Apple 社が提供する MacOS 及び iOS で動作するため、事前の予告無く Apple 社の OS の変更に対応するためソフトウェアのアップデートまたはハードウェアのスペックアップ（買換え）が必要となる場合です。

第22条(2) 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに常時接続するものとします。

第22条(3) 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための電源設備等において不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

(利用者 Apple ID、パスワード、アクティベートコード)

第23条 利用管理者は、利用者 Apple ID、パスワード、アクティベートコードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。利用者 Apple ID、パスワード、アクティベートコードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 23 条 -2 第三者が契約者の利用者 Apple ID、パスワード、アクティベートコードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の過失により利用者 Apple ID、パスワード、アクティベートコードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

第 24 条 当社は、本サービスにおいて、契約者が登録したデータについては、一切責任を負わないものとします。

(本サービス関連情報の取り扱い)

第 24 条 -2 当社は契約者の本サービス関連情報を集め、利用できることに契約者は同意します。本サービス関連情報とは契約者設備（第 2 条 2 項）に関する情報でライセンスアプリケーションのソフトウェアアップデート、製品サポート、その他のサービスを提供する目的で定期的に集められる技術情報が含まれますが、それらに限定せず、個人情報特定されない限り、本サービスを改善する目的であれば、当社はかかる情報を利用できるものとします。

(禁止事項)

第 25 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの利用目的以外で、本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (9) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為

第 25 条 (2) 契約者若しくは利用管理者は、第三者による前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、速やかに当社に通知するものとします。

第 6 章 当社の義務等

(善管注意義務)

第 26 条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第 7 章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第 27 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に作成した情報
- (4) iQalte 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

第 27 条 -2 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

第 27 条 -3 秘密情報の提供を受けた契約者若しくは当社は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

第 27 条 -4 秘密情報の提供を受けた契約者若しくは当社は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項において「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

第 27 条 -5 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 18 条（再委託）に規定する再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

（個人情報の取り扱い）

第 28 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた情報に含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」を当社「個人情報の取扱いについて」に従い、適切に取り扱いすることとします。

第 28 条 -2 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 8 章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

第 29 条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社は契約者に対して賠償責任を負わないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についても当社は賠償責任を負わないものとします。

（免責）

第 30 条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (10) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (12) Dental Hub に組込まれている「はぶ夫コード」は提携企業である株式会社シフトの技術を採用しているため、当社に過失などの帰責事由がなく、株式会社シフトの事情で「はぶ夫コード」の供給が停止し Dental Hub の機能が制限された場合。また「ピッチョーネ」「おもてなし電話サービス」も提携企業とのコラボサービスのため同様とする。
- (13) その他当社の責に帰すべからざる事由

第 30 条 -2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

附則

本規約は、2014 年 1 月 1 日より適用

2014 年 4 月 25 日改訂

2016 年 4 月 1 日改訂

2019 年 2 月 1 日改訂

2019 年 7 月 1 日改訂

株式会社ブラネット